

食品安全委員会第182回会合議事録

1．日時 平成19年3月15日（木） 14:00～14:50

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・「トルトラズリル」に関する意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・清涼飲料水9品目に係る食品健康影響評価について

・四塩化炭素

・1,4-ジオキサン

・1,1-ジクロロエチレン

・シス-1,2-ジクロロエチレン

・トランス-1,2-ジクロロエチレン

・塩素酸

・ジクロロアセトニトリル

・泡水クロラール

・塩素（残留塩素）

・水道水（塩素酸）に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物3品目に係る食品健康影響評価について

・グルコン酸カルシウム

・ニギ酸カリウム

・ギ酸カルシウム

(3) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

(4) その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5 . 配布資料

- 資料 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
- 資料 2 - 1 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(四塩化炭素)について
- 資料 2 - 2 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,4-ジオキサン)について
- 資料 2 - 3 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,1-ジクロロエチレン)について
- 資料 2 - 4 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン)について
- 資料 2 - 5 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(塩素酸)について
- 資料 2 - 6 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(ジクロロアセトニトリル)について
- 資料 2 - 7 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(泡水クロラール)について
- 資料 2 - 8 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(塩素(残留塩素))について
- 資料 2 - 9 水道水により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価(塩素酸)について
- 資料 2 - 10 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<グルコン酸カルシウム>
- 資料 2 - 11 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ニギ酸カリウム>
- 資料 2 - 12 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ギ酸カルシウム>
- 資料 3 - 1 平成 18 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について

資料 3 - 2 第 17 回企画専門調査会（平成 18 年度 12 月 4 日）配布資料 1 抜粋

資料 3 - 3 消費者団体と食品安全委員会委員との懇談会の概要

6 . 議事内容

見上委員長 ただ今から「食品安全委員会」第 182 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会（第 182 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思ひます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、16 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 2 - 1 から 2 - 8 までが、清涼飲料水 9 品目に係る化学物質の食品健康影響評価について。

資料 2 - 9 が「水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価（塩素酸）について」。

資料 2 - 10 から 2 - 12 までが、飼料添加物 3 品目に係る食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料 3 - 1 が「平成 18 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について」。

その関連資料として、資料 3 - 2、3 - 3 がございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。「トルトラズリル」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願ひます。

國枝評価課長 それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思ひます。「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」です。

厚生労働省から意見を求められました「トルトラズリル」に係る食品健康影響評価につきましては、本年の 2 月 23 日に開催された動物用医薬品専門調査会において審議結果(案)が取りまとめられました。

本日、御了解いただけましたならば、この審議結果（案）について、幅広く国民の意見・情報の募集を行いたいと思っております。

募集期間は、本日終了後から4月13日金曜日まででございます。

1ページ「審議の経緯」でございます。

昨年10月23日に厚生労働大臣から要請を受けたものでございます。これは、ポジティブリスト関係ですので、24条2項諮問ということになります。

3ページ、トルトラズリルでございます。

構造式は、そこに記載のとおりのものでございます。

「（2）効能・効果」としましては、このトルトラズリルというのは、トリアジントリオン誘導体に属しており、コクシジウム病の予防及び治療のための抗コクシジウム薬として、鶏とか七面鳥、豚及び牛で経口的経路により広く使用されているものでございます。

「（3）その他」ということで、国内での使用はございません。諸外国においては、EUを始め、オーストラリア、ニュージーランド及びアジア等での家禽類、豚、牛等を対象として使用されており、米国で承認された製剤はなく、またカナダでは2005年に承認が取り消されているという状況でございます。

16ページ「3．食品健康影響評価について」でございます。

まず、生殖発生毒性試験でございます。

ラットの2世代繁殖試験、ラット、ウサギの催奇形性試験、トルトラズリルの代謝物でありますトルトラズリルスルホン（Tスルホン）についてのラットの催奇形性試験が実施されております。いずれも催奇形性は認められておりません。

次に、遺伝毒性/発がん性試験でございます。

遺伝毒性については、12、13ページで、そこに記載のとおり、遺伝毒性に関わる試験がin vitro、in vivoで行われておりますが、いずれも陰性ということで、トルトラズリル及びTスルホンは遺伝毒性は示さないと考えられております。

次に、発がん性でございますけれども、慢性毒性との併合試験である、マウスの24か月、ラットの30か月の2試験が実施されております。マウスの試験では発がん性は認められておりませんが、ラットの試験において16.2mg投与群の雌で子宮腺腫、腺がんの増加、未分化がんの増加傾向が認められており、良性、悪性を併せた子宮内膜の総腫瘍発生数が有意に高く認められております。

この子宮内膜の腫瘍頻度の増加のメカニズムを検討するために、内分泌系の影響に関する複数の試験が実施されております。その結果、明らかな作用機序は不明ではございません

が、トルトラズリルの子宮内膜発がんホルモンバランスの変調が関与している可能性が示唆されております。

以上のことから、トルトラズリルについては、遺伝毒性発がん性を示さず、ADI が設定できると判断されました。

毒性学的影響のエンドポイントでございますが、各種毒性試験が行われておりますが、最も低い投与量で認められた毒性影響は、ラットを用いた 30 か月の慢性毒性発がん性試験、ラットの催奇形性試験での NOAEL の 1 mg/kg 体重/日でございます。

1 日摂取許容量の設定ということで、先ほども申しましたように、トルトラズリルにつきましては、遺伝毒性発がん性を示さないと考えられることから、ADI を設定することが可能であるということで、毒性学的影響について最も低い用量で被験物質投与の影響が認められたと考えられる指標のラットの 30 か月慢性毒性発がん性試験及びラットの催奇形性試験における NOAEL、1 mg/kg 体重/日でございます。この知見から、ADI を設定するに当たっては、安全係数として、種差 10、個体差 10 の 100 を適用し、ADI は 0.01mg/kg 体重/日と設定することが適当と判断されました。

食品健康影響評価は、以上からということで、トルトラズリルについては、0.01mg/kg 体重/日ということで、暴露量については、当評価結果を踏まえ、暫定基準の見直しを行う際に確認することとするというのが評価結果（案）でございます。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。清涼飲料水 9 品目及び水道水（塩素酸）、並びに飼料添加物 3 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了いたしております。

まず始めに、清涼飲料水 9 品目及び水道水（塩素酸）につきまして、事務局から説明願います。

國枝評価課長 それでは、まず、清涼飲料水 9 品目に係る食品健康影響評価の部分について、資料 2 - 1 から 2 - 8 になりますが、このうちシス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレンは一緒になっておりますので、資料番号としては 2 - 1 から

2 - 8 までになりますが、これについては、国民からの意見・情報の募集を行いましたところ、特にございませんでした。

したがって、前回、御説明した形で確定させていただきたいと思えます。

それでは、既に前回、詳細に御説明しておりますので、結果の部分だけ御説明をしたいと思えます。

まず、資料 2 - 1、四塩化炭素の 21 ページを御覧いただきたいと思えます。

「V. まとめ」になります。

物質名四塩化炭素につきましては、雄ラットを用いた 12 週間の強制経口投与試験における肝毒性（血清酵素の増加、病理組織学的変化）を根拠にして、NOAEL が 0.71mg/kg 体重/日、不確実係数を 1000 というので、耐容一日摂取量 0.71 μg/kg 体重/日でございます。

引き続きまして、資料 2 - 2、1,4 - ジオキサンの 22 ページを御覧いただきたいと思えます。

「V. まとめ」でございます。

1,4-ジオキサンは、ラットを用いた 2 年間の飲水投与試験における肝臓での過形成の増加及び肝腫瘍の増加ということで、NOAEL は 16mg/kg 体重/日、不確実係数を 1000 というので、耐容一日摂取量は 16 μg/kg 体重/日でございます。

次に、資料 2 - 3、1,1-ジクロロエチレンの 21 ページを御覧いただきたいと思えます。

「V. まとめ」でございます。

1,1-ジクロロエチレンは、ラットを用いた 2 年間の飲水投与試験における肝小葉中心性の脂肪変性を根拠として、BMDL10 が 4.6mg/kg 体重/日、不確実係数を 100 というので、耐容一日摂取量は 46 μg/kg 体重/日でございます。

次に、資料 2 - 4、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの 19 ページを御覧いただきたいと思えます。

「V. まとめ」でございます。

物質名 1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和）は、マウスを用いたトランス異性体の 90 日間飲水投与試験における血清中のアルカリフォスファターゼ（ALP）の上昇を根拠としまして、NOAEL が 17mg/kg 体重/日、不確実係数を 1000 というので、耐容一日摂取量は 17 μg/kg 体重/日でございます。

次に、資料 2 - 5、塩素酸の 12 ページを御覧いただきたいと思えます。

「V. まとめ」でございます。

根拠としましては、ラットを用いた 90 日間の飲水投与試験における甲状腺のコロイド枯

渴を根拠としまして、NOAELは30mg/kg体重/日、不確実係数1000ということで、耐容一日摂取量は30μg/kg体重/日でございます。

次に、資料2-6、ジクロロアセトニトリルの15ページを御覧いただきたいと思います。

「V.まとめ」でございます。

ラットを用いた90日間の経口投与試験における有意な相対肝重量の増加を根拠として、LOAELが8mg/kg体重/日、不確実係数3000ということで、耐容一日摂取量を2.7μg/kg体重/日としました。

次に、資料2-7、抱水クロラールの21ページを御覧いただきたいと思います。

物質名は抱水クロラールということで、雄マウスを用いた2年間の飲水投与試験における肝腺腫の発生頻度と発生数の増加を根拠としまして、LOAELが13.5mg/kg体重/日、不確実係数3000ということで、耐容一日摂取量は4.5μg/kg体重/日でございます。

次に、資料2-8、塩素(残留塩素)の18ページを御覧いただきたいと思います。

「V.まとめ」でございます。

物質名は塩素(残留塩素)ということで、ラットを用いた2年間の飲水投与試験において有害影響が認められずということ根拠としまして、NOAELは13.6mg/kg体重/日ということで、不確実係数100ということで、耐容一日摂取量は136μg/kg体重/日でございます。

以上でございます。

引き続きまして、資料2-9「水道水により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について」の塩素酸でございます。これについては、一番最後のページに1件、次亜塩素酸を製造されている事業者からの御意見です。

省エネなどの規制から、1ロットごとの量を増やすようにしている最中にもかかわらず、実際のユーザーの方からは、経時的な変化も考慮して、短時間に使い切るようにということで、ロットをもう少し小さくできないだろうかという打診をしているお客さんもいるということで、この場合、やはり低温での保釈、希釈して保管するというのを、きちんと行政的に指導することが重要ではないだろうかという御指摘でございます。

これにつきましては、御意見頂いた内容が、次亜塩素酸の保管に関する御意見でございますので、リスク管理機関に係る内容ということで、厚生労働省の方にお伝えするという回答としております。

それ以外については、御意見頂いておりませんので、前回、御説明したとおりで評価を確定させていただきたいと思います。

12ページ「V.まとめ」でございます。

物質名は塩素酸で、ラットを用いた 90 日間の飲水投与試験における甲状腺のコロイド枯渇を根拠としまして、NOAEL は 30mg/kg 体重/日、不確実係数は 1000 で、耐容一日摂取量は 30 μ g/kg 体重/日でございます。

見上委員長 ここまででいいです。

どうもありがとうございました。それでは、本件、清涼飲料水 9 品目及び水道水の塩素酸につきましては、事務局から説明のありましたとおり、汚染物質及び化学物質専門調査会におけるものと同じ結論とすることによろしいでしょうか。質問ございませんね。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、引き続きまして、飼料添加物 3 品目につきまして説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料 2 - 10 から 2 - 12 までを御覧いただきたいと思います。飼料添加物 3 品目に係る食品健康影響評価でございます。

これらについても、いずれも国民からの御意見・情報の募集については、御意見はございませんでした。したがって、前回、御説明した内容で決定させていただければと思います。

それでは、結論だけもう一度御説明したいと思います。

資料 2 - 10、飼料添加物グルコン酸カルシウムの安全性になります。6 ページの一番下のところになります。

「グルコン酸カルシウムは、飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」。

以上でございます。

次に、資料 2 - 11、飼料添加物の二ギ酸カリウムの安全性になります。6 ~ 7 ページに食品健康影響評価の記載がございます。7 ページの上の結論だけ読ませてもらいたいと思います。

「二ギ酸カリウムは、残留性が低く、かつ、遺伝毒性発がん物質ではないことから、飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」。

次に、資料 2 - 12、飼料添加物のギ酸カルシウムの安全性でございます。7 ページを御覧いただきたいと思います。

「ギ酸カルシウムは、残留性が低く、かつ、遺伝毒性発がん物質ではないことから、飼

料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見ございましたらよろしく申し上げます。よろしいですか。

それでは、本件飼料添加物3品目につきましては、事務局から説明のありましたとおり、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」でございます。

自ら評価につきましては、企画専門調査会においてその審議が行われましたので、企画専門調査会の担当の委員であられる長尾委員から、報告願います。

長尾委員 それでは、御報告いたします。

企画専門調査会では、昨年12月4日に開催された第17回会合において、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について審議を行い、その結果、資料3-1にあります食品への放射線照射に関する食品健康影響評価を案件候補として設定いたしました。

本件につきましては、準備が整えば、委員会においてその取扱いについて検討することとしたいところであり、ある程度まで検討のための準備が整いましたので、本日、その取扱いを議論しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

小木津総務課長 それでは、お手元の資料3-1に基づきまして、企画専門調査会における審議結果について御報告いたします。

企画専門調査会におきましては、2回にわたりまして自ら評価の案件についての審議が行われました。対象となりましたのは、この資料にありますように10個の案件でございました。

それぞれの議論の結果につきまして、御報告いたします。

まず「ひじき中の無機ヒ素に関する食品健康影響評価」につきましては、「審議結果」の欄にございますように「無機ヒ素に関する知見はあるものの、有機ヒ素については研究途上の分野があることから、無機ヒ素に関してはファクトシートを作成し情報を提供すべ

きであり、有機ヒ素に関しては情報収集を継続すべきである」ということをごさいました。

2番目の「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」については、候補案件として選定されたものでございます。これにつきましては、同じ欄にございますが「自ら評価の選定の考え方である健康への影響や危害要因等の把握という観点には適さないが、国際情勢を踏まえて我が国でもリスク評価を行うべきであり、候補案件として委員会に報告すべきである」とされました。

3番目でございますが、「魚貝類中のダイオキシン類、コプラナーPCBに類似した汚染物質(PXB)に関する食品健康影響評価」でございます。これにつきましては「ダイオキシン類のTDIが既に設定されており、また政府一体となったダイオキシン類の排出削減対策を実施中であることから、候補案件として再度検討する必要性は低い」とされました。

続きまして、2ページの4番目でございますが、「非定型スクレイピーに感染した小型反芻動物(めん羊と山羊)関連製品に関する食品健康影響評価」でございます。「日本においては、非定型スクレイピーの感染例はないことや、現在適切なリスク管理がとられていることから、候補案件とする必要はないが、感染例のあるヨーロッパ等の情報を慎重に見極める必要があることから、情報収集を継続すべきである」とされました。

5番目でございますが、「クロロプロパノール類に関する食品健康影響評価」につきましては、「消費者がタンパク加水分解物へ不信感を抱いているとの意見があることから、既存の科学的知見の範囲でファクトシートを作成して情報を提供すべきである」とされました。

6番目でございますが、「プエラリア・ミリフィカに関する食品健康影響評価」につきましては「特定の消費者が特定の目的に利用するものであり、一般の消費者が常時摂取する可能性は低いことから、候補案件として再度検討する必要性は低い」とされました。

続きまして、7番目「フランに関する食品健康影響評価」につきましては、「国際的にも情報が少ないことからリスク評価というよりは、既存の科学的知見の範囲でファクトシートを作成して情報を提供すべきである」とされました。

3ページ、8番目「ノニジュースに関する食品健康影響評価」に関しましても、「特定の消費者が特定の目的に利用するものであり、一般の消費者が常時摂取する可能性は低いことから、候補案件として再度検討する必要性は低い」とされました。

9番目「メシマコブ含有製品に関する食品健康影響評価」につきましても、同様の取扱いとなりました。

最後に10番目でございますが、「器具・容器包装に用いられる合成樹脂に関する食品健

康影響評価」につきましては、「平成 17 年度から、食品安全委員会において、器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究が行われており、将来研究結果がまとまった段階において改めて検討すべきである」とされました。

更に付け加えさせていただきますが、選定案件放射線照射に関しましては、企画専門調査会後の動きといたしまして、真ん中の欄にございますように、昨年 12 月 18 日に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会におきまして、内閣府原子力委員会決定の「食品への放射線照射について」の報告がございました。

そこで、今後の厚生労働省の取組について、以下のような説明がありましたので、御報告いたします。

ここでは、「まず、報告書の内容について精査させていただきたいと思っております。さらに、食品健康影響評価に必要な科学的な知見の整理、事業者での放射線照射の本当の必要性といったもの、また消費者等各方面からいろいろな御意見もありますので、こうしたことも踏まえまして、今後の対応につきましては、食品の安全性確保に関する観点から検討していくことを考えております。この内容につきましては、食品安全委員会企画専門調査会にも御紹介させていただきたいと考えているところであります。」という御説明がありました。

また、取組の時期についての説明では、「時期的にいつごろになると具体的な話が進むのかということについては、まだ不確定であり、更に社会的な受容性というか、理解については、原子力委員会からも、そういうことは指摘されておりますので、そこには十分丁寧に消費者の方にも御説明することも検討した上で進めていきたい。」との報告があったと聞いております。

また、これとは別に、一部の消費者団体においては、照射食品の受け入れについて反対の意見を示しておりますことから、今回の議論の前に、2 月 1 日及び 2 月 15 日に資料 3 - 3 にありますように、消費者団体との意見交換を行いました。その概要については、後ほど併せて御報告させていただきます。

境情報・緊急時対応課長 それでは、引き続きまして、資料 3 - 2 の表裏 1 枚紙に基づきまして、食品への放射線照射につきましてのリスク管理、リスク評価等の状況について、簡潔に御説明をさせていただきます。

「危害要因の概要」でございます。

この食品への放射線照射は、食品の殺菌、殺虫、発芽抑制などを目的として行われております。我が国では、バレイショの発芽防止に利用されておりますけれども、海外では食

品として、香辛料、野菜、果実、穀物、食肉、食肉製品、魚介類などに応用されております。

次に「リスク管理の現状等」の「国内」でございます。

「現行の管理措置」ということで、この枠の真ん中辺りですけれども、食品衛生法の規定に基づきまして、食品に放射線照射は原則禁止とされております。ただ、食品の製造工程、又は加工工程の管理のために吸収線量 0.1 グレイ以下照射する場合。これは、異物混入探知機といったものに使用されております。それから、発芽防止の目的でパレイショに放射線照射をする場合のみ許可されております。

その下の「今後の管理措置の導入・見直しの予定等」でございます。

先ほど、総務課長からお話がありましたように、平成 18 年 10 月 3 日、原子力委員会は「食品への放射線照射について」を取りまとめております。これを受けまして、厚生労働省は対応を検討中と聞いております。

「国際機関」でございますけれども、2003 年の Codex 規格ということで、 にございますように、食品への照射につきましては、最大吸収線量 10KGy を超えないという基準が示されております。

「諸外国等」でございます。まず「EU」でございます。

まず、 の照射許可品目でございますけれども、乾燥ハーブ、スパイス及び野菜調味料でございます。

の最大総平均吸収線量は、10KGy となっております。

なお、その他の食品につきましては、EU 各国が独自に個別の品目を許可しております。

「米国」でございますけれども、下の のところで、寄生虫抑制を目的とした豚肉、成熟抑制を目的とした青果物、殺虫を目的とした食品、殺菌を目的とした香辛料・調味料、病原菌抑制を目的とした食鳥肉、牛肉などの赤身肉、卵（殻付き）への放射線照射などが許可されております。

「その他」でございますけれども、52 か国及び台湾で 230 品目を許可しておりまして、31 か国及び台湾で 40 品目で実用化がされております。

2 ページ「リスク評価の実施状況」でございます。

「国内」につきましては、先ほど申し上げましたように、パレイショにつきましては、昭和 46 年、食品照射運営協議会が、安全性等についての最終報告を採択し、公表しております。

「国際機関」につきましては、1980 年に FAO/IAEA/WHO 照射食品の健全性に関する第 3

回合同専門家会議におきまして「10KGy以下の総平均線量でいかなる食品を照射しても、毒性学的な危害を生ずるおそれがない」と結論をしております。

3つ目の ですけども、WHO高線量照射に関する専門家委員会（1997年）でございますけれども、10KGy以上を照射した食品に関しても健全性評価を実施し「意図した技術上の目的を達成するために適正な線量を照射した食品は、いかなる線量でも適正な栄養を有し安全に摂取できる」と結論をしております。

「EU」におきましては、EU食品科学委員会におきまして、10KGy未満の照射食品については、適正な毒性学的データ、微生物学的データ、栄養学的データ及びその他技術的データが示されている特定の食品の種類と照射線量についてのみ是認する。この時点では、10KGy以上の毒性学的データは非常に限られているので、10KGyの上限を撤廃できないと結論をしております。

「米国」の食品照射食品委員会におきましては、 にありますように、1KGy以下で照射した食品は、国民が摂取しても健康上の問題はない。

1KGyを超えて照射した食品でも食事に占める割合が0.01%以下であれば、国民が摂取しても健康上の問題はないとしております。

「リスク評価実施上の留意事項」ということで「調査研究の実施状況」でございます。一番上の で、原子力委員会原子力特定総合研究（昭和43～63年）で、パレイショ、タマネギ、米、小麦、ウインナーソーセージ、水産練り製品、ミカンの7品目を対象に照射食品の健全性試験を実施し、健全性に問題はないとの結果を得ております。

4つ目の ですけども、当食品安全委員会「食品安全確保総合調査事業」におきまして、平成15年度に欧米の取組状況調査報告書、平成16年度としましては、文献等の収集・整理等の調査を行っております。

「リスク評価を行う上での留意事項」としまして、上の ですけども、原子力委員会の取りまとめにおきまして、食品衛生法及び食品安全基本法に基づく、有用性が認められる食品への照射に関する検討・評価の取組が進められるよう指摘されております。

下の ですけども、放射線照射技術の利用を食品へ拡大する問題につきましては、まずはリスク管理機関において、食品業界の要望及び技術レベル、輸入食品への利用可能性、照射食品の表示方法、検知方法、再照射の防止措置等を十分に踏まえて検討すべき課題ということを付け加えております。

以上でございます。

永田リスクコミュニケーション官 それでは、引き続きまして、資料3-3に基づきま

して、2月に2回行いました消費者団体との意見交換の概要につきまして、御報告いたします。

まず、2月1日木曜日に、消費科学連合会と食品安全委員会委員とが懇談会を行いました。印のものが消費者団体の御意見です。

2ページ目でございます。

原爆と結び付けて不安とを感じる人は少なくなっているが、「今」「何のために」というのがなかなか理解できない。必要性和安全性が理解できれば、絶対に反対ということではない。

あるいはドイツの動物実験で発がん性が認められたなどの記事を見ると不安が広がるということでした。

まとめますと、消費者としては、放射線食品について、必要性和安全性が理解できれば絶対反対というわけではないが、科学的なことについてもっと分かりやすく説明してほしいし、今後もこのような意見交換を続ける中で評価の必要性を見極めていくべきではないかという御意見が多数を占めていたと思います。

続きまして、2月15日木曜日に、全国消団連、正確には全国消費者団体連絡会の食のグループの方々と食品安全委員会の委員とが懇談会を行いました。

これも、3ページの下の方でございますが、食品安全委員会がコストや時間をかけて評価する必要性、緊急性は感じられないという御意見。

4ページに、幾つかの危険性が指摘されているということで、現段階での評価には反対である。

厚生労働省から諮問が来た時点で対応すればいいのではないかと。

あるいはまだ議論を詰めていない。

事前の議論が必要である。

現段階で評価を行うと、圧力があつたように疑われる。

一方で、もっと国民に情報を提供すべきである。

放射線照射のメリットやデメリットなどについて詳しく説明してほしい。海外の食料に頼っている現状を考えると、今の状況を放置すべきではなくて、是非、自ら評価を行うべきであるという御意見。

評価の際には、食品安全委員会からの丁寧な情報提供を望むという御意見。

最後にまとめ的に言えば、消団連の食グループとしては、まだ議論はしていないけれども、科学的な情報を提供されれば、先入観を持つことなしに考えていきたいという御意見

でございました。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの報告につきまして、何か御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

小泉委員 私個人的には、絶対反対というわけではないんですが、結論的に、資料3 - 2の2ページの最後に今、課長から話がありましたような理由から、やはりもう少し先でという感じです。

私、企画専門調査会で申し上げましたように、やはり自ら評価を行う条件というのは、既に健康被害が出ているとか、あるいは今後、生じるおそれが強いといったような国民の健康への影響が高いものが1つです。

もう一つは、やはり現在、危害要因の把握をしておく必要性が高いものについて自ら評価をやるべきだと私は思います。

それで、この放射線照射に関する健康影響評価につきましては、一応、バレイショ以外の流通が原則禁止されておりますので、この評価を行う目的というのはおのずと照射食品の流通拡大ということで、食品の管理の問題ではないかと思えます。

国民の健康保護の観点から考えますと、やはり優先度は低いので、今後、安全性評価というのは、まずリスク管理機関におきまして、照射食品の有用性、検出法についても十分検討していただいて、その後、リスク管理機関から諮問を受けて、私ども食品安全委員会で評価するのが妥当ではないかと思えます。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。リスク評価機関からの諮問を受けてという御意見ですね。

外にございませんか。

本間委員、どうぞ。

本間委員 この問題は、確かにサイエンスだけで話を進めるというのは、いろいろ今までいきさつがあった問題だったからだと思います。私自身は、やはり今のいろいろな農産物の需給関係を考えると、あるとき急にこういう照射処理をしたものしか手に入らなくなるということは、突然起こるのではないかという気がいたします。

やはり、この利用の仕方も芽止めだけしか使わないとか、そういうことではなくて、そ

れぞれ国によっていろいろな使い方を選んでいるという感じがいたします。

そういうわけで、今、照射を使わなければならないという事情はないかもしれないけれども、やはり基本的にはこういう情報はいつでも持っていて、いろいろなことに対処できるという先見性は、やはり安全委員会の役目ではないかと思えます。

そういうわけで、私は情報収集ということでございましょうか、これはやはり最新のものを持っている努力はすべきではないかと思っております。ですから、その自ら評価とか何かという前の基本情報をきちんと持っているという方向がいいかと考えております。

見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございますか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 私もこの扱いは慎重であるべきだと思います。

理由は、国内で認められたときに、それがどういうふうにご利用され、有用性があるのかどうか。管理が有効なのかどうかというところが、未知のままではなかなか委員会が自ら評価を行うのは非常に難しいという感じがいたします。

ただし、先ほどの消費者側からの要望にもありましたけれども、情報を提供してほしいというニーズは非常に高いと思います。情報提供も、原子力委員会、あるいはリスク管理機関のやるべき面も非常に大きいとは思いますが、食品安全委員会としても、何らかの工夫と持てる情報を提供していく方がよろしいのではないかなと考えますので、是非、その辺りを進めていただければと思います。

見上委員長 分かりました。

外にございますか。

畑江委員 お三方の意見と繰り返しになるかもしれませんが、先ほど資料3-3で説明していただきましたように、消費者団体との意見交換会においては、かなり積極的な方からもう少し情報収集してからという意見までいろいろありまして、全体としては照射食品の流通拡大については慎重な意見が多かったように思います。

そこで、この委員会としては拙速は避けて、食品への放射線照射についてきちんと勉強した上で対応すべきであると考えられます。

そのためにも、繰り返しになりますけれども、食品への放射線照射に関する情報収集、リスクコミュニケーションのようなものを継続すべきではないかと思えます。

見上委員長 外にございませんか。

長尾委員、どうぞ。

長尾委員 皆さんの御意見はもっともだと思えます。

照射ですと、一番普及して各国で使われているのは、やはりスパイスの殺菌法ですね。ほとんどこれ以外は、本当に実用化されているかどうかというぐらい一般的な方法だと思えます。そういうことはよく知られていることだと思えます。

企画専門調査会で、こういう案件を食品安全委員会の方に上げてきたというのは、インターナショナルに考えれば評価できることだと思えます。

しかし、専門家がどこにいるかということ、結構厚生労働省辺りには専門家がいて、そちらの方では調査をやっているという情報もありますので、現実的に考えると、管理側のある程度整理をされた情報と用途などが、絞られた上で議論をするのがよいという感じがしています。

見上委員長 いろいろ御意見、どうもありがとうございました。

各委員からの御意見を1つにまとめますと、食品への放射線照射に関する食品健康影響評価につきましては、取りあえず自ら評価は行わないけれども、引き続き情報を集めることに努力する。その情報の中には、多分検知技術だとか、いろんなことがあると思うんですけれども、とにかく集める。

その際、国の内外、特に実際これを活用している、できれば外国からの専門家を招いて情報収集を行うとともに、その知見を国民に紹介するということを検討していきたいと思えます。

資料3-1にありますとおり、ヒジキ中の無機ヒ素に関する食品健康影響評価、クロロプロパノール類に関する食品健康影響評価及びフランに関する食品健康影響評価については、ファクトシートの作成について検討したいと思えます。

こういうまとめ方でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 そうしたら、そのようにさせていただきます。

他に議事はございますか。

小木津総務課長 特にございません。

見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第182回会合を閉会いたします。次の委員会につきましては、3月22日14時から開催を予定していますので、お知らせいたします。

なお、来週20日火曜日10時から、リスクコミュニケーション専門調査会が公開で開催。

また、食品に関するリスクコミュニケーション、EUにおけるリスクコミュニケーションの研究最前線 - EUの Safe Foods プロジェクトの取組 - を 19 日月曜日 14 時から星陵会館で開催を予定していますので、お知らせいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上です。